

## 村民の声対応状況（令和4年6月①）

受 付 日	令和4年4月26日（火）
要 旨	村民の死去時に、回章を目にしなない村民は知るすべがない。
内 容	先日村民が死去された時、個人住宅にお住まいの一部住民から「回章がまわって来ないため、そのことを知らなかった」と聞いた。回章は都営住宅や一部の職域で回覧されるのみで、個別住宅や民間アパートの住民は知るすべがない方も多い。村掲示板で掲示することはできないものか。
回 答 日	令和4年6月8日（水）
回 答	<p>回章文については、小笠原村社会福祉協議会（社協）で作成されております。</p> <p>告知の範囲は喪主の意向に基づき決めており、多くの場合は遺族及び手伝い人により都住・職住掲示板に貼り出しがされるほか、社協から支庁や役場等を含む理事・評議員・監事宛てにFAX等で周知されているとのことです。</p> <p>心情的にデリケートな情報なので、行政の掲示板のように一律に全村民に告知するという手法はあまり馴染まないのではないかと考えますが、喪主のご意向があれば村掲示板への掲出も許可いたします。</p> <p>社協で回章文を作成いただく際、喪主には村掲示板への掲示も可能である旨をお伝えいただき、必要に応じて村役場に掲示許可手続きをされるよう、お伝えいただくこととします。</p> <p>なお、母島では二戸建て都住が多く、大型集合住宅の掲示板のように広く告知する方法が取れないため、従前より慣例的に島内3箇所村役場掲示板で周知されております。</p>